

パソコンいわくら教室新聞

最近、映画館でもよく「違法と知りながらダウンロードすると…」など案内をよく見ますが、どのようなことなのでしょうか?

●著作権の保護

全ての文書、映像、イラスト、写真、音楽等の創作物には作成した者の権利と使用を保護するための法律が定められています。無断で使用したりすると、法律により罰せられます。

身近なところではCDのコピーです。レンタルショップで借りてきたCDをパソコンに取り込んで複製を作成するなどです。多くの方が経験済みの行為だと思います。これも著作権を侵害する行為なのですが、**コピーしたもののが「私的利用」の範囲内**であれば問題ないことになります。

では市販の映画DVDやTV番組を録画した映像はどうでしょうか。**私的利用の範囲**、というのは音楽CDと同じです。

ただ、音楽CDとは異なり、市販のDVDやTV番組のコピーは簡単にはできないようになっています。この違いが、今度の著作権法改正のテーマになっています。



●違法となる行為

著作権法違反になるのは、私的利用意外に使った場合。例えばコピーしたメディアの販売や配布など。これは明らかに私的ではありません。

今まででも、音楽や映像をネット上に**違法**（違法というのは権利者の承諾を得ず、とういことです）に**アップロード**（配信）することには罰則がありました。

今回の改正では、**違法と知りながらダウンロードすること**についても罰則が科されるようになります。今回も、前述のリッピング行為（DVDの複製）もすべて違法となります。但し、一切には罰則既定はありません。

法律の施行は**「2012年10月1日」**からとなりますので、注意を。

●Windows 8

尚、音楽CDのコピー行為は、今まで通りの扱いです。



マイクロソフトの次期OS「Windows 8」が10月28日に発売になります。特徴はタブレット型を意識した「画面タッチ式」です。従来のマウスでもタッチでも操作が可能になりました。操作画面もタッチ操作がしやすいようなデザインになっています。

最近「Windows 8」を購入した、という人でも朗報があります。対象商品に限りますが、6月2日から来年の1月31日に購入したパソコンであれば、¥1200で「8」が購入できます。詳しくはマイクロソフトのサイトで確認できます。

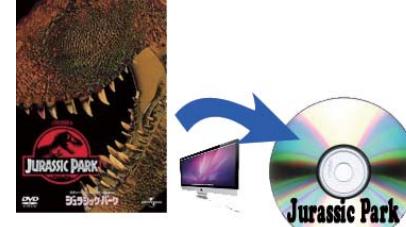


併せてWindowsのタブレットも発売されます。益々、賑やかにならきります。

複製を作成するには…

では、通常はできない複製はできない仕組みになっていますので、通常はできません。

では、通常はできない複製を作成するにはどうすればいいでしょうか。要是暗号化を解いてあげればいいわけですが、それが行なえる「リッピングソフト」を使えばいいでしようか。要は暗号化を解いてあげればいい



TV録画の場合

デジタル放送をHDDに録画した場合、DVDにコピーできるのは「10回」までです。（CS放送では1回がほとんど）10回目のダビングではHDDから消去されます。（ダビング10という方式です）それ以上複製を作成しようとすると、DVDからのコピーになりますが、暗号化されるため通常はできません。

市販の映像DVDの場合

「ピープルガード（暗号化）されているために複製はできない仕組みになっていますので、通常はできません。

では、通常はできない複製を作成するにはどうすればいいでしょうか。要は暗号化を解いてあげればいいわけですが、それが行なえる「リッピングソフト」を使えばいいでしようか。要は暗号化を解いてあげればいい

用すればコピーが可能です。そうして、DVDに再度書き込めば複製の完成、となるわけです。

See you next month